

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 夜間（午後十時から翌日午前六時まで）に小売店（店舗面積が五百平方メートル以上）の営業を行う場合、また、深夜（午後十一時から午前六時まで）に音響機器を使用する場合は、埼玉県生活環境保全条例第六十六条の規定により次のことを遵守すること。

ア 夜間（午後十時から翌日午前六時まで）の間において規制基準を超える騒音を発生し、または発生させてはならない。

イ 深夜（午後十一時から午前六時まで）の間において音響機器を使用する場合外部に音が漏れないようにすること。

(2) 収容台数が二十台以上または面積五百平方メートル以上の駐車場を設置する場合、利用者へのアイドリングストップの周知を行うこと。（駐車場が点状の場合は、それぞれの場所で周知できるような対応を行うこと。）

二 縦覧期間

令和三年十一月二日から令和三年十二月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター